

農地台帳の公表事項について

○農地法の改正に伴い、農地台帳に記載された事項について、インターネット・農業委員会窓口等で公表されます。（平成27年4月1日予定）

	公表		農地中間管理機構 への情報提供 (省令 § 103①)
	インターネット等 (要約書の交付を含む) (省令 § 104②二)	窓口での書面の閲覧 (省令 § 104②一)	
(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項			
農地の所在、地番、地目及び面積 (法 § 52-2①二)	○	○	
賃借権等の種類・存続期間 (法 § 52-2①三)	○	○	
耕作者ごとの整理番号 (省令 § 101一)	○	○	
遊休農地の措置の実施状況 (省令 § 101三)	○	○	
貸付けに関する所有者の意向 (省令 § 101四)	△	△	
農振法・都市計画法等の区域区分 (省令 § 101五)	○	○	
機構が借りている農地かどうか (省令 § 101七)	○	○	
(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話し合いの場合等で必要な事項			
所有者の氏名・名称 (法 § 52-2①一)	×	○	○
賃借人等の氏名・名称 (法 § 52-2①三)	×	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令 § 101一)	×	○	○
(3) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、機構が業務を行う上で必要な事項			
所有者の住所 (法 § 52-2①一)	×	×	○
賃借人等の住所 (法 § 52-2①三)	×	×	○
借賃等の額 (法 § 52-2①三)	×	×	○
権利移動に係る手続の根拠法 (省令 § 101二)	×	×	○
納税猶予の適用状況 (省令 § 101六)	×	×	○
その他必要事項 (省令 § 101八)	×	×	○

※ 公表項目について

○の項目は公表します。

△の項目は公表に同意した場合のみ公表します。

×の項目は公表しません。